

役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくし会（以下「法人」という。）の定款第22条及び第8条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

役員に対して、各年度の総額が400,000円を超えない範囲で、この規程に基づいた額を報酬として支給することができる。

(2) 評議員等とは、定款第5条に基づき置かれる者及び評議員選任・解任委員をいう。

(3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益である。

(4) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、宿泊費等の経費をいう。

(報酬額の決定)

第3条 役員及び評議員等の報酬は、実態に即してのみ支給することとし、役員及び評議員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 報酬は、役員及び評議員等が法人の理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、またはその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など、役員及び評議員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

3 前項の報酬の日額は、次のとおりとする。

理事	一人一律 5,000 円（源泉を除く額）とする。
監事	一人一律 5,000 円（源泉を除く額）とする。
評議員	一人一律 5,000 円（源泉を除く額）とする。
評議員選任・解任委員	一人一律 5,000 円（源泉を除く額）とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員等が法人業務のため負担した費用については、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、法人旅費規程に準ずる。

(報酬の支給方法及び費用弁償の方法)

第5条 役員及び評議員等に対する報酬は、その都度通貨をもって支給する。

2 役員及び評議員等に対する費用弁償は、請求のあった日から遅滞なく行い、通貨をもって支払う。

(適用除外)

第6条 法人と役員を兼務する職員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

(補足)

第9条 きの規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別途定めるものとする。

附則 この規程は平成29年9月1日から施行する。

この規程は令和4年2月1日から改定・施行する。